

規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第五十四号

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則（平成十五年埼玉県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第五条中「当該届出に係る者の印鑑登録証明書又は」を削る。

第七条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

様式第一号から様式第三号まで及び様式第四号から様式第十号（二）までの規定中「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第五条、様式第一号から様式第三号まで及び様式第四号から様式第十号（二）までの改正規定並びに附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に婚姻をし、民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号。以下「改正法」という。）附則第二条第三項の規定により当該婚姻の時に成年に達したものとみなされた者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第四条第一項及び第十九条第一項に規定する申請の際十八歳以上の者を除く。）については、この規則による改正前の埼玉県宅地建物取引業法施行細則（以下「旧規則」という。）第三条第二項及び第七条第四項の規定は、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際に十六歳以上十八歳未満の者であつて、改正法附則第三条第二項の規定により婚姻をし、同条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされたもの（宅地建物取引業法第四条第一項及び第十九条第一項に規定する申請の際十八歳以上の者を除く。）については、旧規則第三条第二項及び第七条第四項の規定は、なおその効力を有する。

4 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。